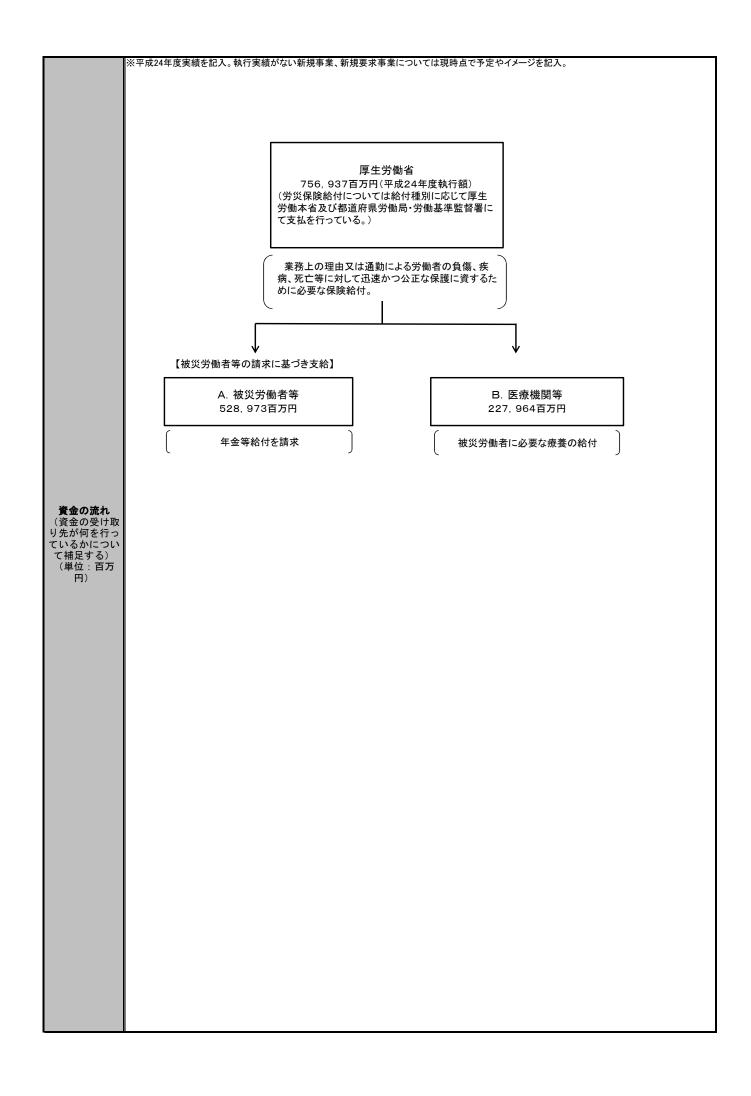
事業番号

0409

平成25年行政事業レ					集レビ	ューシート(厚生労働省)				動省)			
1	事業名 労災保険給付に必要な経費			担当音	吊庁	労働基準	労働基準局労災補償部			作成責任者			
	事業開始 - 了(予定) 年度 昭和22年度				担当課室		労災管理課			木原 亜紀生			
会計区分			労働保険特別会計党	党 災勘定		政策・	施策名	Ⅲ 3 1 迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災 等の保護を図ること			、被災労働者		
根拠法令 (具体的な 条項も記載)		・労働者災害補償保険法第2条の2・石綿による健康被害の救済に関する法律第59条第1項				関係する通知				_			
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度以 内)		労災保険給付は、労働基準法上の事業主の災害補償責任を担保するための制度であり、労働者の業務上又は通勤による負傷、疾病、障害、死亡等に対して、迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。											
事業概要 (5行程度以内。 別添可)		別紙のとおり											
実	施方法	■直接実施	□委託・請負	□補助 	[□負担	豆豆	₹付 □貸付	付 口その	D他			
		予算 補	初予算 正予算	22年度 796,954		23年度 793,061			•	25年度 780,348		784,428	
	算額· 執行額	の状況繰	越し等										
(単位	位:百万円)		計	796,954		793,061		785,784	780,3	48		784,428	
		執行	額	744,457		750,826		756,937					
		執行率(%)		93.4%		94.7%		96.3%					
		成果指標					単位	22年度	23年度	24年	度	目標値 (25年度)	
1	ウトカム)	被災労働者からの請求に基づき、適切な給付を行い、執 行実績を適切に予算額に反映させる。(成果目標を予算 額、達成度を執行率として設定する。)				成果実績	百万円	796,954	793,061	785,7	785,784 780		
						達成度	%	93.4	94.7	96.	3		
		活動指標					単位	22年度	23年度	24年	度	25年度活動見込	
1	指標及び活動実績 ウトプット)	保険給付支払件数				活動実績(当初見込	件数	5,288,237	5,347,662	5,458,	374	-	
						み)	(–)	(–)	(–)	(5,437,960)		
単位当たり コスト		(円/)				算出根拠 位当たりコストの算出はなじまない。							
		基 目	25年度当初予算	初予算 26年度要求		主な増減理由							
平成25・26年度予算内	保険	険給付費 780,348		784,428				給付見	込みの増による	増			
内訳	計 7		780,348	784,428									
		μI	700,040	704,420	1								

	事業所管部局による点検							
	項目		評価	評価に関する説明				
国	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が遺	0	労災の被災労働者等への保険給付は広く国民のニーズがあり、優 先度が高い事業である。					
必費投入	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	0	強制加入保険である労災保険の給付については、労災保険を管掌 する国が直接実施すべき事業である。					
性の	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優: なっているか。	0	労災の被災労働者等への保険給付は広く国民のニーズがあり、優 先度が高い事業である。					
	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	_	_					
事	受益者との負担関係は妥当であるか。	0	労働基準法上の事業主の災害保証責任を担保するための制度であることから、受益者との負担関係は妥当である。					
業のか	単位当たりコストの水準は妥当か。		-	-				
効率性	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。)		― 保険給付は労災の被災労働者等への保険給付に必要な経費であ				
111	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか	١,	0	体院和刊はカ火の依火力割合寺への体院和刊に必要は経賃である。				
事	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載) 事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと	比較してより効果的						
業の	あるいは低コストで実施できているか。	10+XO (67/MXII)	_	_				
有効	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		_	_				
性	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。 類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行	ニーアいてか	_	_				
重	(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		0					
複排	事業番号 類似事業名 国家公務員災害補償制度 人事院	所管府省•部局名		類似の制度があるが、それぞれ対象者が異なり、適切な役割分担となっている。				
除	世方公務員災害補償制度							
	カス保険は、労働者が保険などの日本人は短勤により負傷と、疾病にかり、自己とはない。							
	1 「以争未し	/ビュー推進チーム	の所見					
現	現状通り 労災保険給付するための事業であり、本事業の必要性の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき (必要な予算措置に努めること)。							
	所見を踏まえた改: ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	善点/概算要求にお	ける反映	央状況				
現	状通り	_						
	備考							
	関連する過去のレビューシートの事業番号							
	平成22年 657 平成2			平成24年 0532				



	A.				E.			
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金額(百万円)		
	保険給付費	年金等給付(現物給付を除く)	528,973					
	 計		528,973	計		0		
	В.				F.			
	費目	使 途	金額(百万円)	費 目	使 途	金額(百万円)		
		被災労働者に必要な療養の給付	(百万円) 227,964	X 1		(白万円)		
			,					
費目・使途 (「資金の流れ」に								
おいてブロックご とに最大の金額								
が支出されている者について記載								
が支出されている 者について記載 する。費目と使途 の双方で実情が 分かるように記								
分かるように記載)								
	計		227,964	計		0		
		C.	一		G.	人 姑		
	費目	使 途	金額(百万円)	費目	使 途	金額(百万円)		
	計		0	計		0		
		D.	·		H.			
	費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金額(百万円)		
	計		0	計		0		
	ĒΙ		U	āl		l ⁰		

支出先上位10者リスト

A.					
	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	被災労働者	年金等給付を請求	528,973		

B					
	支 出 先	業務概要	支出額(百万円)	入札者数	落札率
	医療機関等	被災労働者に必要な療養の給付	227,964		

【事業概要】

労働者災害補償保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して、以下の保険給付を支給している。

- ○療養(補償)給付:必要な療養の給付又は療養の費用の支給
- ○休業(補償)給付:休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の60%相当額
- ○障害(補償)給付
 - ·障害(補償)年金
 - :傷病が治ゆ(症状固定)した後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残ったときに、障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から131日分の年金
 - ·障害(補償)一時金
 - :傷病が治ゆ(症状固定)した後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残ったときに、障害の程度に応じ、給付基礎日額の503日分から56日分の一時金
- ○遺族(補償)給付
 - ・遺族(補償)年金
 - :死亡した労働者の遺族の数等に応じ、給付基礎日額の245日分から153日分の年金
 - ·遺族(補償)一時金
 - :①遺族(補償)年金を受け得る遺族がいない場合、又は②遺族(補償)年金を受けている方が失権し、かつ、他に遺族(補償)年金を受け得る者がいない場合であって、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たない場合、給付基礎日額の1000日分(②の場合はすでに支給した年金の合計額を差し引いた額)
- ○葬祭料•葬祭給付
 - ・死亡した労働者の葬祭を行う場合、315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額 (その額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は、給付基礎日額の60日分)
- ○傷病(補償)年金
 - ・傷病が療養開始後1年6か月を経過した日又は同日後において、①傷病が治ゆ(症状固定) していない場合であり、かつ②傷病による障害の程度が傷病等級に該当する場合に、障害 の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から245日分の年金
- ○介護(補償)給付
 - :障害(補償)年金又は傷病(補償)年金受給者のうち第1級の者又は第2級の者(神経・精神の障害及び胸腹部臓器の障害の者)であって、現に介護を受けている者に対し、①常時介護の場合は、介護の費用として支出した額(ただし、104,290円を上限とする。)、②随時介護の場合は、介護の費用として支出した額(ただし、52,150円を上限とする。)
- ○二次健康診断等給付
 - :事業主の行う健康診断等のうち直近のもの(一次健康診断)において、①検査を受けた労働者が、血圧検査、血中脂質検査、血糖検査、腹囲又はBMI(肥満度)の測定のすべての検査において異常の所見があると診断されており、かつ②脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有していないと認められる場合に、二次健康診断及び特定保健指導の給付

また、石綿による健康被害の救済に関する法律(石綿健康被害救済法)に基づき、労働者又は 特別加入者であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫等の指定疾病等にかか り、これにより死亡した者の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償 給付の支給を受ける権利が消滅した場合に、以下の特別遺族給付金を支給している。

- ○特別遺族給付金
 - ·特別遺族年金
 - :死亡した労働者の遺族の数に応じ、330万円から240万円の年金
 - ·特別遺族一時金
 - :①石綿健康被害救済法施行日において、特別遺族年金の受給権者がいないとき、又は②特別遺族年金の受給権者がいなくなった場合で、すでに支給された特別遺族年金の額が、①の場合に支給されることとなる特別遺族一時金の額未満のときに、1,200万円の一時金(②の場合はすでに支給した年金の合計額を差し引いた額)